

名古屋議定書締結!

…研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源)の無断持出しは、あなたの研究の継続、推進に大きなリスクとなります。

無断で
持ち出すと
最悪の場合

- 提供国で逮捕される
- 研究が差し止められる
- 研究費申請が受理されない
- 発表論文が承認されない

こんなことが
起こるかも
しれません!

こんな場合には注意が必要です!

海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。



外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づくABS手続きが必要です。

ABS : Access and Benefit Sharing
遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

遺伝研ABS学術対策チームまでご相談下さい。

☎055-981-5831

URL

<http://www.idenshigen.jp>

e-mail

abs@nig.ac.jp



国立遺伝学研究所
知的財産室
ABS学術対策チーム



大学共同利用法人
情報・システム研究機構
国立遺伝学研究所

NBRP

ナショナル
バイオリソース
プロジェクト



国立研究開発法人
日本医療研究開発機構

① 生物多様性条約、名古屋議定書とは何か？

- 生物多様性条約は以下を目的とした国際条約です。
 - ・生物多様性の保全
 - ・生物多様性の持続可能な利用
 - ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配
- 特に(3)はAccess and Benefit Sharingの頭文字から**ABS**と呼ばれています。これは「その国に生息する生物に対して、国が権利を持つ資源として扱うこ

と。両国で利益*1を公正に分配すること」を意味しています。

- 名古屋議定書を日本が締結したことにより、従来に比べてより厳密な対応が必要となりました。生物多様性条約と議定書への対応には、一般的には以下で示した**ABS手続き**が必要となります。

- (1) 提供国の共同研究者との間で、共同研究契約書を作成します。この際、研究によって生じる利益の分配(共著者など)を含めた「ABSに関して相互に合意する条件」(MAT*2)を記載します。
- (2) 生物サンプルの採取や取得に先立って、法令に従って提供国からの事前同意書(PIC*3)を取得します。
- (3) MAT/PICの取得後、提供国政府の手続によって「国際遵守証明書」(IRCC*4)(国際的な「お墨付き」)が取得できた場合、その後、日本政府からの指針*5に従い、定期的に行われるモニタリングへの対応を行って下さい。

② 遺伝資源とは何か？

- 生物多様性条約で、遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他(ウイルスも含む)に由来する価値のある素材」と定義されています。
- 生物個体(生死は問わない)の全体やその一部、これらが凍結・乾燥・粉末化されたもの、またその抽出物

(DNA、RNAなど)も遺伝資源に含まれます。これらのサンプルを研究のために日本国内に持ち込む際には**ABS手続き**が必要になります。また、派生物*5も提供国においては対象となる場合がありますので注意が必要です。

③ 基礎研究にもABS手続きは必要か？

- 金銭的な利益が生じない**基礎研究も名古屋議定書の例外ではありません**。海外の生物サンプルの入手や採取に先立って、**ABS手続き**を行う必要があります。

- 遺伝資源から得られた利益を分配する際の「**利益**」とは金銭だけではなくありません。基礎研究の場合、例えば、共著論文の発表、実験技術の伝達、実験機材や図書の提供、研究者・学生の招聘なども含まれます。

④ 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームとは？

- 提供国の法令や必要な手続きは国ごとに異なっており、対応が難しい場合があります。
- 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームは、ABSに関連した問題解決の総合窓口として、各国で様々な

異なる法規や手続きに対応し、共同研究契約書(MAT)や事前同意書(PIC)などの必要書類への対応、実際の遺伝資源の取得、大学、研究機関のABS対策体制の構築、などを支援いたします。

(*1「利益」については③を参照して下さい、*2MAT : Mutually Agreed Terms、*3PIC : Prior Informed Consent、*4IRCC : Internationally Recognized Certificate of Compliance、*5 : 指針、派生物については<http://www.idenshigen.jp>をご覧ください。)

**海外の遺伝資源の取得について、まずは学術ABS問題の総合窓口
(国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム)**

abs@nig.ac.jp までご連絡下さい。